

再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 再生可能エネルギー等導入推進基金事業（以下「基金事業」という。）の実施に効率性、透明性を確保するため、基金事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 基金事業の計画
- (2) 基金事業の実績
- (3) 前各号に掲げるもののほか、基金事業の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は5名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、学識経験者等の有識者から、北海道知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任はこれを妨げない。
- 4 委員会に座長を置き、委員の互選により選任する。

(委員会)

第4条 委員会は、座長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員会には、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(経費の負担)

第5条 知事は、会議の出席に対して、謝金及び旅費を支出する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境生活部環境局環境推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。